

厚生労働省御説明資料

2026年4月2日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生年金・国民年金の積立金運用とGPIFについて

年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、そのときの高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、将来世代の負担が大きくなりすぎないように、現役世代が納めた年金保険料のうち、年金の支払いなどに充てられなかったものを積み立てている。
- こうした年金積立金は、専門性の徹底及び責任の明確化を図る観点から、運用に特化した**年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）**が国内外の資本市場で運用している。

運用の考え方・運用の目標

- 積立金の運用は、法律上、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされており、GPIFは、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、最低限のリスクで安定的に運用することとしている。
- 年金給付費及び保険料収入は、概ね名目賃金上昇率に連動して増減するため、年金積立金の実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率：スプレッド）が年金財政に影響を与える。
- 第5期中期目標（2025～2029年度）では、令和6年財政検証において令和5年（2023年）度分までの運用収益を織り込んだ上で、**長期的に実質的な運用利回り1.9%を最低限のリスクで確保**することが求められている。

（2025年4月～）

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
25% ±6%	25% ±5%	25% ±6%	25% ±6%
±9%		±9%	

※オルタナティブ資産（インフラ、プライベートエクイティ、不動産等）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。

基本ポートフォリオ

- 長期的な運用においては、**基本となる資産構成割合（基本ポートフォリオ）**を決めて長期間維持していく方が、短期的な市場の動向により資産構成割合を変更するより、効率的で良い結果をもたらすとされている。
- GPIFは中期計画において、長期的な観点から必要となる基本ポートフォリオを定め、乖離許容幅の中で管理・運用を行っている。

GPIFのオルタナティブ投資推進に向けた厚生労働省の取組状況

厚生労働省としては、GPIFのオルタナティブ投資について資産全体の5%に向けて着実に取組が進められるよう、第5期中期目標（2025年度～29年度の5年間）に、運用の高度化、運用体制の強化等の取組を促している。

- **ポートフォリオの在り方についての検証**：オルタナティブ投資については、適切にポートフォリオに組み入れることで、運用の効率性を向上させつつ、超過収益を獲得する観点から、着実に取り組む。一方で、伝統的資産と違い個別性が高く、固有のリスクもあることから、リスク管理・収益確保の観点からの検証を継続的に行う必要があり、厚生労働省からGPIFに対して継続的検証を求めている。
- **運用の高度化・多様化のための体制整備**：オルタナティブ投資について、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を行うことを促している。GPIFの体制整備・強化に必要な専門人材確保などの経費も認可している（過去5年間の1.7倍の水準）。
- **結果としてのコミットメント**：2025年3月末時点でのオルタナティブ投資の投資額は4.2兆円、コミットメントは7.4兆円（全資産の2.86%）。日本特化型のファンド・オブ・ファンズへのコミットメント額は2025年3月末時点で1,500億円で、PE全体の約10%に相当。
- **投資手法の高度化**：オルタナティブ資産への投資手法については、「投資信託」「ファンド・オブ・ファンズ」「LPS」に加え、「匿名組合契約による投資」も使えるようにするため、厚生労働省の資金運用部会における議論を経て関係政令を改正。昨年11月から追加。
- **取組状況に対する毎年度の適切な評価**：厚生労働省は、毎年、GPIFの業務実績を資金運用部会で議論した上で評価。評価に当たっては、運用収益の向上を図る観点から、資産全体に対する超過収益率の確保のほか、契約締結したオルタナティブ投資案件の件数等を踏まえ評価。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版】（抄）

GPIFのオルタナティブ投資については、オルタナティブ資産の上限（資産全体の5%）に向けて、以下のような取組を着実に進める。

- ・ポートフォリオの在り方についての検証
- ・運用の高度化・多様化のための体制整備
- ・結果としての日本のPEファンドやベンチャーキャピタルへの投資のコミットメント
- ・他の投資家との連携等を通じた投資手法の高度化
- ・これらの取組状況に対する毎年度の適切な評価

【骨太の方針2025】（抄）

年金積立金管理運用独立行政法人のオルタナティブ投資について、上限に向けて、資産配分の検証や体制の整備等の取組を進める。

企業年金改革に向けた厚生労働省の取組状況

確定給付企業年金（DB）の改革

- **加入者のための企業年金の運用の見える化**：DBの資産運用力の向上のため、加入者のための企業年金の運用の見える化（厚生労働省が集約・情報開示）を実施【法改正済】。施行に向けた取組を進める（R9年度システム稼働予定）。
- **アセットオーナー・プリンシプルの受入れ促進**：企業年金の受入れを促すべくHPやセミナー等も活用して周知を実施。2026(R8)年2月28日現在、253の企業年金が受け入れを表明。引き続き受け入れ促進に向けた取組を実施。
- **インフレ抵抗力の確保に係る取組事例**：DB制度の実務を担う受託機関へのヒアリング等を行い、事例を収集し、分類・公表。

確定拠出年金（DC）の改革

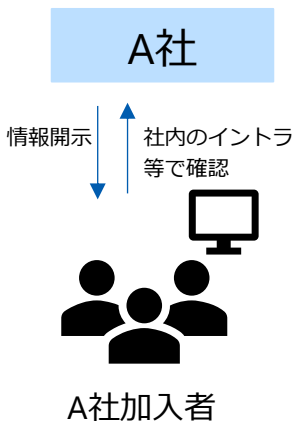
- **DCの拠出限度額の拡充**：2026(R8)年12月よりDCの拠出限度額の引上げ（月5.5万円→6.2万円、月2.3万円→6.2万円等）の実施【政令改正済】。また、2026(R8)年4月1日より企業型DCの事業主掛金に加入者が上乗せして掛金を拠出できるマッチング拠出の制限撤廃【法改正済】。
- **加入者のための企業年金の運用の見える化**：加入者のための運用商品の見直し・投資教育などを促進するため、加入者のための企業年金の運用の見える化（厚生労働省が集約・情報開示）を実施【法改正済】。施行に向けた取組を進める（R9年度システム稼働予定）。
- **適切な商品選択に向けた取組**：見える化に向けた取組とあわせて、加入者のための運用商品の見直しや、投資教育の取組事例をHP等を通じて企業型DC実施事業主に周知。今後も、金融庁・金融経済教育推進機構（J-FLEC）等の関係機関と連携して、投資教育の取組推進や周知広報を実施予定。
- **iDeCoの事務効率化に向けた取組**：iDeCoの事務効率化のため、2025(R7)年10月から「e-iDeCo」を開始。更なる効率化に向け、運営管理機関等にヒアリングを実施。2026(R8)年度より有識者会議において議論予定。

企業年金の運用の見える化（情報開示）

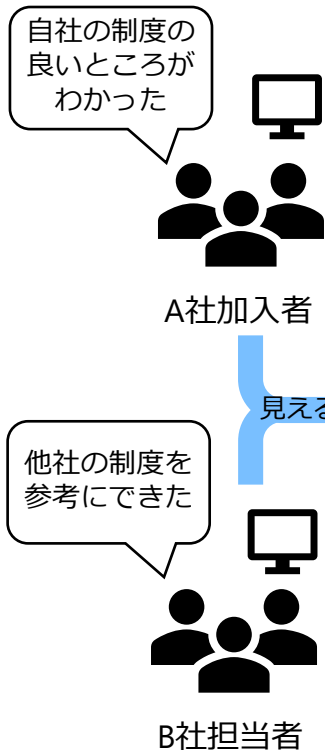
○企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるよう、制度を見直し。

→ 令和9年度 新システムの稼働（企業年金から報告書のオンライン提出を開始）予定

《これまで》

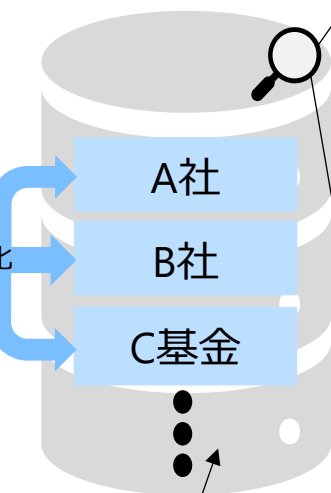


《制度見直し後》



開示システム

(厚生労働省)



<メリット> ○ 他社との比較により自社の理解を深める
○ 制度としての運営改善

個社別の開示情報（イメージ）

●●確定給付企業年金

基本情報	基金・事業所名	●●●
	制度開始月	●年●月
	実施事業所数	●事業所
	加入者数	●人
	...	

制度設計	給付額的设计	最終給与比例
	予定利率	●%
	...	

給付実績	老齢年金	件数●件	総額●円
	...		

財政状況	積立金	●円
	標準掛金	●円
	...	

資産運用状況	資産構成割合	
	運用実績	
	実施体制	
	...	

●●株式会社の企業型確定拠出年金

制度情報	規約名（規約承認番号）	●●プラン
	事業所の制度開始月	●年●月
	運営管理機関	
	運用関連業務	●●銀行
	記録関連業務	●●●
	加入者数	●人
	掛金総額	●●円
	...	

運用の方法・運用の指図にかかる情報

商品名	種類	資産額	加入者数	...
●●●	投信	XXX	●人	..
▲▲▲	投信	XXX	●人	..
■ ■ ■	保険	XXX	●人	..
◆ ◆ ◆	預金	XXX	●人	..
...

アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況

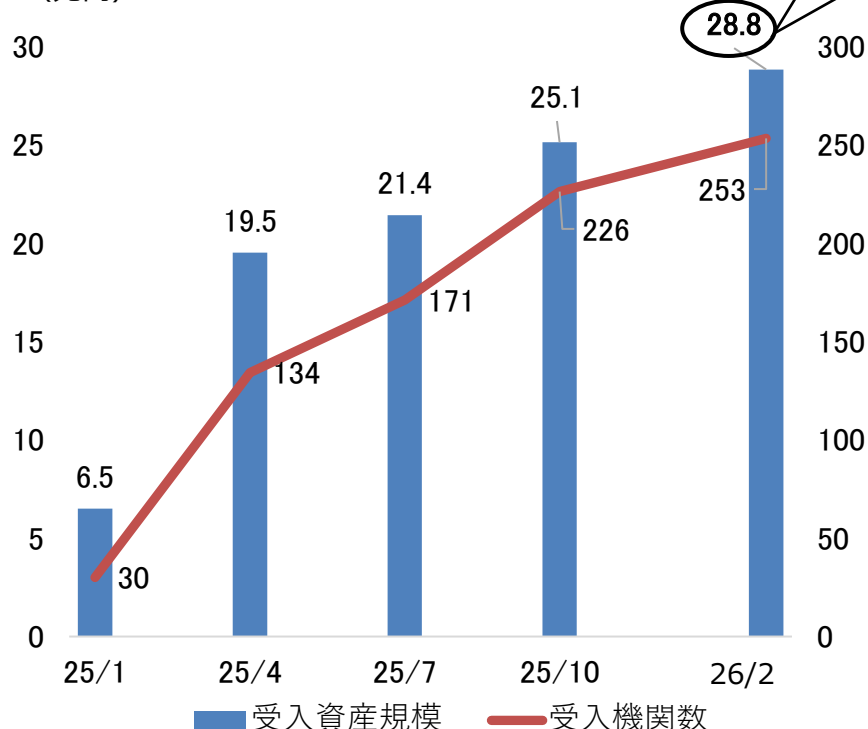
○企業年金(DB)におけるアセットオーナー・プリンシプルの受入は拡大を継続。

→ 資産規模ベースでは過去1年間で約4倍に拡大(28.8兆円) (DB全体の資産規模は約70兆円)

(2026年2月28日時点)

企業年金における受入資産規模及び件数の推移

(兆円)



○資産規模100億円以上の企業年金 (DB) で、DB全体資産 (約70兆円) の約8割の保有資産額を占める。

○企業年金に対し、研修やセミナー等を通じ、受入れを推進

○さらに、資産規模の大きいところに対する働きかけを促進

確定給付企業年金（DB）制度のインフレ抵抗力の確保に係る事例整理について

- 確定給付企業年金（DB）制度は、労使間の合意に基づいて給付の水準や給付設計を決定する仕組みであることから、各DB制度において労使間での検討を行う際に参考となるよう、幅広くインフレ抵抗力の確保に資すると思われる取り組みを対象として、DB制度の実務を担う受託機関へのヒアリング等を行い、事例を収集、分類・整理した。
 - 企業年金の運用の見える化（情報開示）とあわせ、アセットオーナー・プリンシプルの受入れの取組みを進めるとともに、インフレ抵抗力の確保に係る事例の周知・広報に取り組む。

事例の分類

【①】 労使間の合意に基づく給付改善事例

- ・ インフレ等の経済動向を踏まえて、労使間の合意の下で給付水準を改善するもの。

【①－１】 DBの給付用に算定基礎（基準給与等）を設定している場合の算定基礎の見直し

【①－２】 給付乗率等の見直し

【①－３】 その他人事制度の見直し等を背景とした給付設計の見直し

【②】 給付の額が経済動向等に連動する制度

- ・ DBの給付設計として、自動的にインフレ等の経済動向等に応じた給付の額が算定されるもの。

【②－１】 標準報酬等の実際に支払った賃金を給付の基礎とするもの（給付の額がベースアップに連動するもの）

【②－２】 「国債利回り」を給付設計の指標*とするもの

【②－３】 「消費者物価指数」を給付設計の指標*とするもの

【②－４】 「運用利回りの実績」を給付設計の指標*とするもの

【②－５】 リスク分担型企业年金

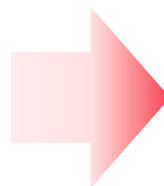
* 上記の給付設計の指標とは、キャッシュバランスプランにおける再評価及び給付額の改定に用いる経済指標等。

事例の例

・ **ポイント単価の引き上げのイメージ** ※【①－１】 DBの給付用に算定基礎（基準給与等）を設定している場合の算定基礎の見直しにおける事例

③ポイント単価：10,000円

役職	①付与ポイント	②経験年数	計 (①×②×③)
係員	10P/年	5	500,000円
主任	15P/年	8	1,200,000円
係長	25P/年	10	2,500,000円
課長	30P/年	10	3,000,000円

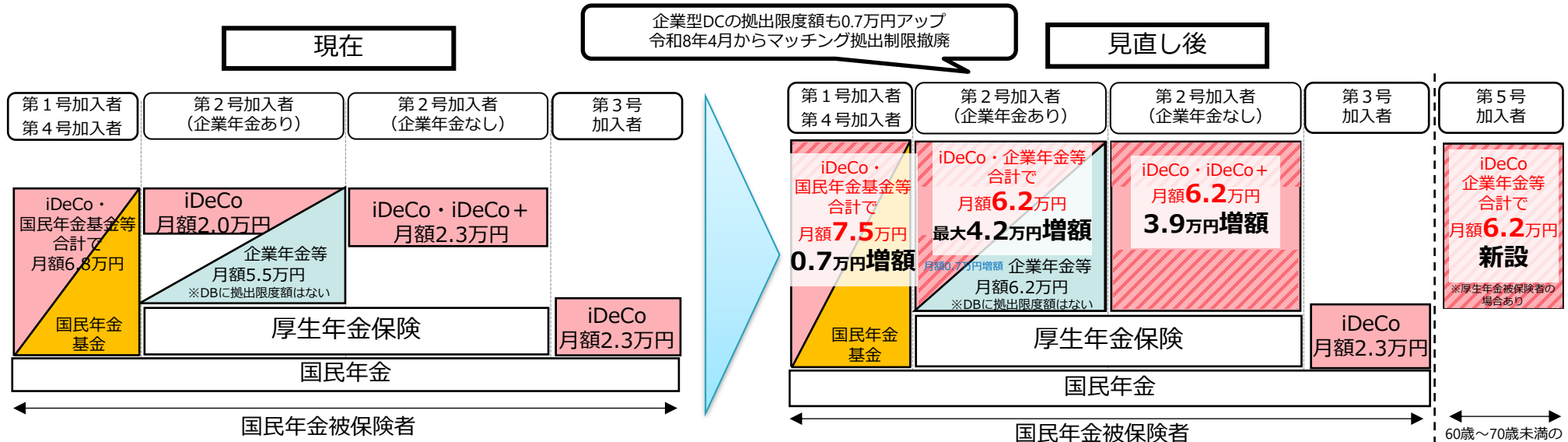


③ポイント単価：12,000円

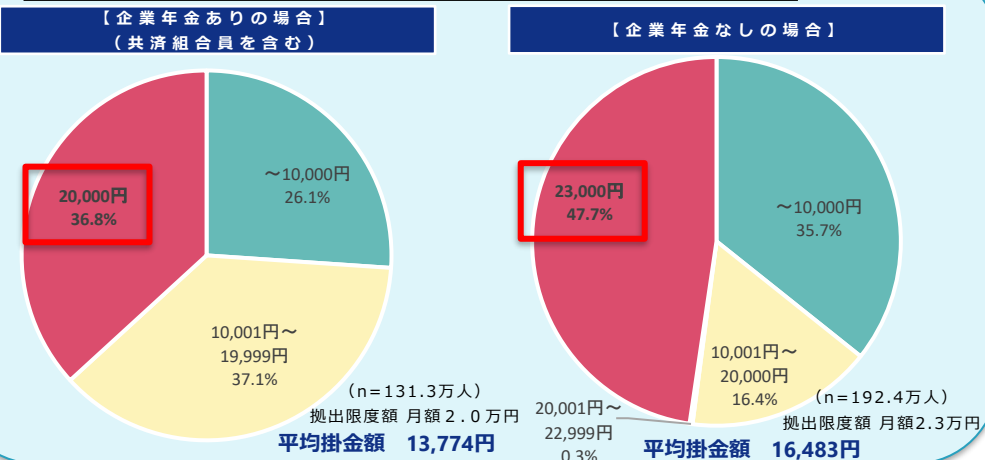
役職	①付与ポイント	②経験年数	計 (①×②×③)
係員	10P/年	5	600,000円
主任	15P/年	8	1,440,000円
係長	25P/年	10	3,000,000円
課長	30P/年	10	3,600,000円

iDeCo・企業型DCの拠出限度額の引き上げ

iDeCo・企業型DCの拠出限度額の引き上げ（イメージ図）



iDeCoの拠出限度額の利用状況（第2号被保険者）



令和8年12月から、

- 毎月の拠出限度額がアップ
- 70歳未満までiDeCoの掛金が拠出可能に（第5号加入者）
- 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

（参考）

DB加入者数：887万人（令和7年3月末）

企業型DC加入者数：862万人（令和7年3月末）

iDeCo加入者数：363万人（令和7年3月末）

（出所）信託協会HP、国民年金基金連合会HP、確定拠出年金統計資料（運営管理機関連絡協議会）

（出所）国民年金基金連合会調べ（2025（令和7）年12月末現在）

（注）掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2025（令和7）年12月に拠出した加入者掛金の額。拠出限度額は2025（令和7）年12月時点。

60歳～70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

令和8年12月から

iDeCoがパワーアップします!



1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は23,000円から62,000円にアップ

2 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続
掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

① 毎月の拠出限度額がアップ

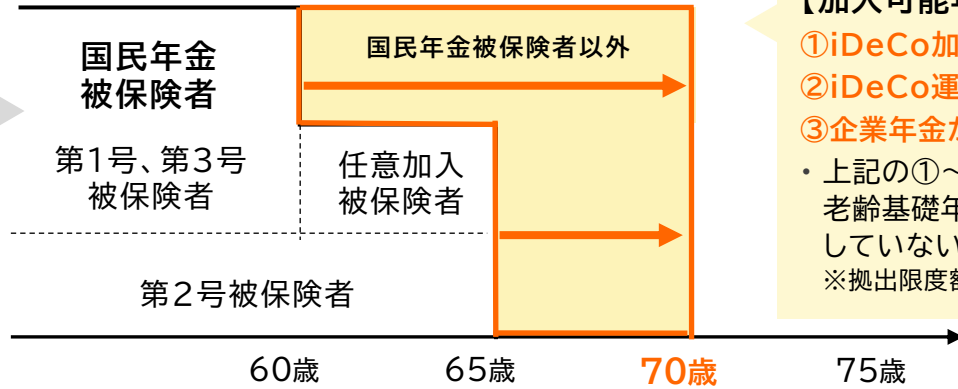
加入資格		拠出限度額(月額)	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など） 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
	第2号被保険者 （会社員など） 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

② 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

【現在の加入要件】

- 国民年金被保険者の方
- 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



【加入可能年齢の引き上げ要件】

- ①iDeCo加入者
- ②iDeCo運用指図者
- ③企業年金からiDeCoに移換する方

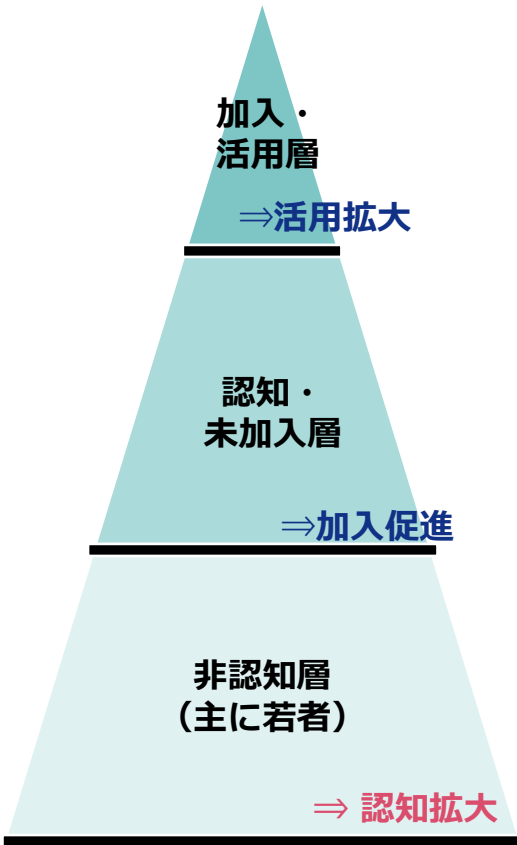
・上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です
 ※拠出限度額(月額)は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。
 （老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。）

iDeCo普及促進策（限度額引上げ等を起点に）

- 2026（R8）年12月に拠出限度額及び加入可能年齢を引上げ。**制度改正を“起点”に広報・普及促進を重点的に実施。**
- 「**非認知層**」（主に若者）の取り込み ⇒ 「**認知・未加入層**」の加入促進 ⇒ 「**加入・活用層**」の活用拡大を推進。



①全年齢向け対策（主に認知・未加入層～加入・活用層）

○ 制度改正の重点周知

拠出限度額及び加入可能年齢引上げの具体メリット（税負担軽減など）を明確化。

掛金全額所得控除

70歳になるまで拠出可能に

○ 外部機関連携の強化

運営管理機関、JFLEC、関係団体等と連携

○ 公的年金シミュレーター連携（2026年4月～）

iDeCo試算機能追加により将来受取を提示

②若者向け対策（主に非認知層）

○ SNS大規模展開

ショート動画等を作成・発信

○ 職域周知の推進

DC・DBの事業主等を通じ、新入社員を含めた従業員向けにiDeCoを周知。

○ 若者応援キャンペーン（※検討中）

- 制度改正は“**伝えてこそ**”効果。広報・普及促進を重点的に実施することで、認知 → 加入 → 活用拡大を推進。

適切な商品選択に向けた取組

- 年代別に企業型DCの資産構成をみると、特に20～40代では投資信託等の割合が7割以上となっている。
- 年代別にiDeCoの資産構成をみると、特に20～40代では投資信託等の割合が8割以上となっている。

関連データ（現状）

年代別の企業型DC資産構成割合（投資信託等）

	20年3月末	25年3月末	
20代	45.8%	74.0%	（約28%増）
30代	53.0%	76.0%	（約23%増）
40代	52.6%	75.1%	（約23%増）
元本確保型のみで運用している者の割合	34.1%	21.2%	（約13%減）

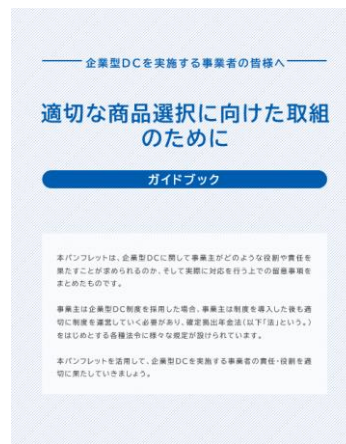
年代別のiDeCo資産構成割合（投資信託等）

	20年3月末	25年3月末	
20代	61.2%	88.3%	（約27%増）
30代	58.8%	89.0%	（約30%増）
40代	51.7%	84.0%	（約32%増）
元本確保型のみで運用している者の割合	16.9%	（過去データ無し）	

厚生労働省の取組

- 企業年金の加入差のための運用等の見える化
 - ・ 懇談会にて意見交換の実施 等
- 適切な商品選択に向けた取組の推進
 - ・ 事業主が取り組むべき事項を整理したガイドブックを作成し、厚労省HP等を通じて周知
 - ・ 懇談会にて投資教育の事例のヒアリングを実施 等
 - ・ 厚労省HPIにおいて、事例紹介等継続投資教育のページの充実、情報発信の拡充
- 投資教育について金融庁・J-FLEC等とも連携し、推進。

<適切な商品選択に向けた取組に関するガイドブック>



ガイドブックの概要

- 企業型DCに関して事業主が求められる役割・責任
- 適切な商品選択に向けた取組
 - 運用商品の選定・評価・見直し
 - 投資教育
- 従業員の老後資産形成のために
 - 運営管理機関との対話・業務評価
 - 実施するための手順
 - 評価の項目や方法